

第九号議案

大分県立埋蔵文化財センター管理規則の制定について

大分県立埋蔵文化財センター管理規則を次のように定める。

平成二十九年三月十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立埋蔵文化財センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例(平成二十八年大分県条例第四十五号)第六条の規定に基づき、大分県立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第二条 センターに、総務課、企画普及課、調査第一課及び調査第二課を置く。

(総務課の分掌事務)

第三条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- 四 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること。
- 五 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 六 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 七 施設及び設備の利用に関すること。

八 その他他課の所掌に属さない事項に関する事。

(企画普及課の分掌事務)

第四条 企画普及課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 出土品その他埋蔵文化財に関する資料の保存及び展示並びに体験学習の実施に関する事。

二 歴史及び考古についての講演会、講習会等の開催に関する事。

三 県民の歴史及び考古に関する調査研究活動を援助する事。

四 学校、図書館、研究所、博物館、資料館、公民館等の諸施設に対する歴史及び考古についての協力及び活動の援助に関する事。

五 埋蔵文化財についての目録、年報、案内書、図録、調査研究の報告書等の刊行に関する事。

(調査第一課の分掌事務)

第五条 調査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財保護のための調整に関する事。

二 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の実施に関する事。

三 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の報告書を作成する事。

(調査第二課の分掌事務)

第六条 調査第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財保護のための調整に関する事。

二 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の実施に関する事。

三 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の報告書を作成する事。

(職員の職)

第七条 センターの職員の職として、次の職を置く。

- 一 所長
 - 二 副所長
 - 三 参事
 - 四 課長
 - 五 課長補佐
 - 六 主幹
 - 七 副主幹
 - 八 主査
 - 九 専門員
 - 十 主任
 - 十一 主事
- 2 所長の職は、非常勤とすることができる。
 - 3 所長は、上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 4 副所長は、所長を補佐し、センターの事務を処理する。
 - 5 参事は、上司の命を受け、専門的事項の指導及び助言に関する事務並びに特定の事務を処理する。
 - 6 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
 - 7 課長補佐は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
 - 8 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
 - 9 副主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
 - 10 主査は、上司の命を受け、事務を処理する。

- 11 専門員は、上司の命を受け、事務を処理する。
- 12 主任は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 13 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職員の数)

第八条 センターの職員の数、教育長が定める。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定に伴い、発掘調査の成果の公開、体験学習等に対応するため、大分県立埋蔵文化財センターの組織、運営その他必要な事項を定める必要があるので提案する。

大分県立埋蔵文化財センター - 管理規則の制定について

1 提案理由

大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成 28 年大分県条例第 45 号）の制定に伴い、発掘調査の成果の公開、体験学習等に対応するため、大分県埋蔵文化財センターの組織、運営その他必要な事項を定める必要があるため提案する。

2 管理規則の趣旨及び構成

この規則は、大分県立埋蔵文化財センターの組織、運営その他必要な事項を定めるものであり、課の設置（第 2 条）、課の分掌（第 3 条～第 6 条）、職員の職（第 7 条）、職員の数（第 8 条）及び委任（第 9 条）について規定するもの

3 主な内容

(1) 組織体制（第 2 条関係）

埋蔵文化財の調査・研究及び保存・活用を一層推進するため、「班」体制から「課」体制へと改組するとともに、調査研究の成果を広く県民に普及・啓発する観点から「企普及課」を新設する。

大分県立埋蔵文化財センター			
総務課	企画普及課	調査第一課	調査第二課

(2) 各課の分掌事務（第 3 条～ 6 条関係）

総務課

- ア 公印の管守に関すること。
- イ 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- ウ 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- エ 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること。
- オ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- カ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- キ 施設及び設備の利用に関すること。
- ク その他他課の所掌に属さない事項に関すること。

企画普及課

- ア 出土品その他埋蔵文化財に関する資料の保存及び展示並びに体験学習の実施に関すること。
- イ 歴史及び考古についての講演会、講習会等の開催に関すること。
- ウ 県民の歴史及び考古に関する調査研究活動を援助すること。
- エ 学校、図書館、研究所、博物館、資料館、公民館等の諸施設に対する歴史及び考古についての協力及び活動の援助に関すること。
- オ 埋蔵文化財についての目録、年報、案内書、図録、調査研究の報告書等の刊行に関すること

調査第一課

- ア 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財保護のための調整に関する事。
- イ 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の実施に関する事。
- ウ 県が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の報告書を作成する事。

調査第二課

- ア 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財保護のための調整に関する事。
- イ 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の実施に関する事。
- ウ 国等が行う開発事業に係る埋蔵文化財の調査研究の報告書を作成する事。

(3) 職員の職の規定（第 7 条関係）

- ア 所 長：上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- イ 副所長：所長を補佐し、センターの事務を処理する。等

4 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日